

行政改革推進委員会・指定管理者候補者選定委員会 委員を公募いたします。

広く市民の皆さんの意見を反映させ

市民協働のまちづくりを実現するため、委員を募集いたします。

委員任務

【行方市行政改革推進委員会】 募集人員 4 名以内（年間 4 回程度開催予定）

委員会は、市長の諮問に応じて、行方市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議します。

【行方市公の施設指定管理者候補者選定委員会】

募集人員 3 名以内（年間 6 回程度開催予定）

委員会は、指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するために設置されています。

＊指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間等のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

応募資格（次のすべてに該当する方）

- 市内に在住する満 20 歳以上の方（平成 24 年 4 月 1 日現在）
- 各委員会任務の推進に関心のある方（会議時間は基本的に平日の日中開催予定）
- 開催予定の委員会にほぼ出席できる方
- 国又は地方公共団体の議会議員若しくは常勤の公務員でない方
- 委員としての責務を自覚し公平性を有している方



応募要件

＊委員会を通じて知り得た秘密について守秘義務を負います。

＊男女共同参画社会の推進の視点から女性の方の積極的な応募をお待ちしています。

任期

平成 24 年度より **2 年間**

報酬

会議出席 1 回 5,000 円をお支払します。（ただし、所得税分を源泉徴収させていただきます）

応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、下記まで提出願います。（持参又は郵送）

★応募用紙は、ご連絡をいただければ送付させていただきます。（市のホームページからダウンロードすることも可能）

選考方法

応募書類により選考決定いたします。

応募期間

5 月 1 日～ 5 月 31 日

お問い合わせ

秘書課（麻生庁舎）提出先 〒 311-3892 行方市麻生 1561-9 電話 0299-72-0811



平山 博（総務部長）
大曾根 崇（保健福祉部国保年金課長）
山本 耕造（社会福祉協議会事務局長）

○退職者
（総務部収納対策課課長補佐）

社会福祉協議会事務局長 石神勝徳
（経済部農林水産課課長補佐）

（兼）6 次産業推進室長 濱野 治

経済部農林水産課長

（市長公室企画政策課参事）

保健福祉部国保年金課長 久保 力

○課長級

総務部長 辺田洋一郎（市長公室長）

（経済部農林水産課長）

市長公室長 関野 嘉弘

○部長級

■平成 24 年 4 月 1 日発令（課長級以上）

総務課（麻生庁舎）
☎ 0299（72）0811

平成 24 年度
行方市人事異動発令

「近隣への移動も安心・快適な高速バスで！」

東関東道高速バスがより便利になりました！

いままでは最終目的地（東京駅）まで降車できませんでしたが、今年度から一部停留所において降車可能となりました。例えば、山田橋停留場（北浦地区）で乗車し、麻生庁舎停留場で降車することや、麻生庁舎停留場で乗車し、潮来駅で降車することが可能となります。

今後利用者が増加すれば、降車可能停留所や運行便数の拡充も期待できますので、皆様のご利用をお願いします。



【運賃及び路線（上り）】 ■問い合わせ 関鉄グリーンバス株式会社 TEL 0291-33-3181

麻生庁舎まで														200	300	400	500	600	700	800						
潮来駅まで									160	200	300	400	500	600	700	800	900	1000								
佐原駅まで							320	400	500	600	700	800	900	1000	1100			1200	1300							
東京駅まで	1700												2000													
	東京駅日本橋口	香取神宮	県立佐原病院前	八坂前	忠敬橋	☆佐原駅	上西代	与田浦水生植物園	☆潮来駅	潮来	牛堀中央	潮来市立図書館前	麻生富田	☆麻生庁舎	青沼原	四鹿	繁昌坂上	山田橋	北浦庁舎入口	小舟津	北浦複合団地	高田	串挽	新鉾田駅	鉾田市役所前	鉾田駅

※☆印の停留所が乗降可能な停留所となります

食品中の放射性物質に係る規格基準について

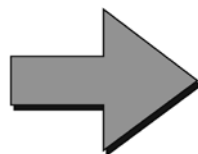
昨年3月に発生した福島原発の事故を受け、厚生労働省は、昨年3月17日に、緊急的な措置として原子力安全委員会により示されていた「飲食物摂取制限に関する指標」を食品中の放射性物質に係る食品衛生法上の暫定規制値として設定しました。

その後、食品安全委員会による食品健康影響評価及び薬事・食品衛生審議会の審議を経て、食品中の放射性セシウムに係る新基準値が設定されました。

○放射性セシウムの暫定規制値 ※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



○放射性セシウムの新基準値 ※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

なお、一部食品（牛肉、米、大豆等）に経過措置が設けられておりますので、ご留意願います。不明な点等については、県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室（TEL 029-301-3424）又は鉾田保健所（TEL 0291-33-2158）へご相談願います。詳細については下記ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/shinasai jyohou/shokuhin.html>

わが家の耐震性を 確認しませんか

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

行方市では、既存

木造住宅の耐震性を
確認していただくた
めの『耐震診断士派
遣事業』を実施しま
すので、事業希望者
を募集します。



東日本大震災で被害を受けた住宅の
被害程度を診断するものではありません
ので、ご注意ください。

【診断概要】 茨城県木造住宅耐震診

断士を派遣し、目視や聞き取りによる
一般耐震診断を行い、耐震補強が必要
かどうかを判定してもらいます。診断
後、耐震補強の工事や精密診断を強制
することはありません。

【募集期間】 平成24年5月15日（火）

～平成24年6月15日（金）

【対象住宅】 昭和56年5月31日以前に

着工された木造住宅で、階数が2階以
下（延べ床面積が30㎡以上のもの。併
用住宅の場合は、面積の半分以上が住
宅として使われているもの）

【対象者】 「対象住宅」の所有者で、
税の滞納の無い方

【募集件数】 6戸（先着順。定数に達
した時点で締切り）

【調査費用】 無料

【申込方法】 所定の申込書に必要事項
を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に
提出。

【注意事項】 「耐震診断」や「耐震改
修」に名を借りたセールスにご注意く
ださい。市では、業者等の斡旋をする
ことはありません。

被災地住宅復興支援のための 利子補給制度について

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

東日本大震災による被害を受けた住
宅等を復興するために必要な資金を借
入れて、一定の要件を満たす住宅を復
興した場合に借入資金の支払い利息の
一部を行方市が補給します。

【申込期間】 平成24年6月1日（金）

～平成26年3月31日（月）まで

【利子補給金限度額】

年利2.0%に相当する額（毎月の融
資残高より算出する）

【利子補給対象融資限度額】

- ・住宅復旧のみ…640万円
- ・宅地復旧のみ…390万円
- ・住宅復旧及び宅地復旧

…1,030万円

【利子補給期間】

利子の支払い開始日から5年以内
（ただし、無利子期間・利子支払猶予
期間があるときは、当該期間を含めた
5年以内）

【対象者】

- ・り災証明書で大規模半壊、半壊もし
くは一部損壊と証明された被災住宅
又は復旧を必要とする被災宅地を所
有する方。ただし、被災住宅を解体
して、被災者生活再建支援金を受給
する方を除く。
- ・市内の被災住宅の補修、建設もしく
は購入及び被災宅地の復旧を行う
方。
- ・住宅復興資金として、住宅金融支援
機構、民間金融機関から貸付を受け
た方。
- ・市税及び税外収入金を滞納していな
い方。

【交付時期】 毎年1回（2月予定）

【申込方法】 所定の申込書に必要事項
を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に
提出してください。

市営住宅の入居者募集

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

市営住宅の入居者を募集します。

住宅名	所在地	間取り	構造	募集戸数
みなみ原団地	青沼	3LDK	RC構造	3戸
新池住宅	麻生	3DK	木造	1戸

【募集期間】

平成24年5月7日（月）～5月15日（火）

【入居資格】

左記の①～③の全ての要件に該当する方
①単身入居以外の方で現在住宅に困
っている方

②市税等を滞納していない方

③公営住宅法で定める基準内の収入
である方

（例）一般世帯の場合

（1世帯の合計所得額－控除額）÷12
≦15万8千円以下

【入居者の選考】 市営住宅管理条例

第8条により入居者選考委員会を行
い入居者を決定いたします。

【申込方法】 所定の申込書に必要事項

を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に
提出してください。

木造住宅の耐震改修設計

耐震改修工事費の補助について

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

地震に強いまちづくりを目指すため、木造住宅の耐震性を高めるための耐震改修設計・工事費用の一部を補助します。

東日本大震災で被害を受けた住宅の補修を対象としたものではありませんので、ご注意ください。

【募集期間】

平成24年5月15日（火）

～平成24年6月15日（金）

【対象住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、階数が2階以下（延べ床面積が30㎡以上のもの。併用住宅の場合は、面積の半分以上が住宅として使われているもの）。

一般耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であることが証明されるもの。また、耐震改修設計及び耐震改修工事を実施することで上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること。
※上部構造評点とは、建物の地震に対する強さを表す数値です。

【対象者】

- ・対象建築物を所有し、自己が居住するために耐震改修設計または耐震改修工事を実施する方。
- ・市税及び税外収入金を滞納していない方。

【補助金の額】

- ・耐震改修設計費用の3分の1（限度額10万円）
- ・耐震改修工事費用の3分の1（限度額30万円）

【補助対象工事】

- ・耐震改修設計及び耐震改修工事とし、市内業者が設計又は施工するものとします（対象建築物の建築又は増築を行った市外の者が設計又は施工する場合などはご相談ください）。
- ・平成24年12月20日（木）までに設計又は施工が完了すること。
- ・市への申請手続きをする前に契約を行った場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

【申込方法】

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出。

【募集件数】

耐震改修設計・耐震改修工事ともに各6件（先着順。定数に達した時点で締め切り）



行方市メールマガジン

－暮らしに役立つ情報をメールでお知らせ－

災害情報（火災情報）、選挙速報、防犯情報、健康情報、子育て情報、市のイベント等の情報について、登録いただいた皆さんのパソコンや携帯電話へ、無料でメール配信するサービスを行っています。（通信経費等は利用者負担）
カテゴリを選んで必要な情報だけを登録することも可能ですのでぜひ登録ください。（登録時には全て選択の状態に登録されますので「配信項目」の変更ページより変更してください）



問 秘書課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811

過払い金回収

↑相談¥0 着手金¥0 成功報酬制！

借金整理・交通事故・遺言・相続

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

茨城県弁護士会所属

秘密厳守

かしま法律事務所

124号イオンそば

☎ 0299-85-3350（平日10:00～18:00）

リーガルプラス

検索

代表弁護士 谷 靖介



潮来ショッピングセンターアイモア店

スマイル保険ショップ

みんなの保険相談窓口

決して安くない生命保険料
今のままで良いでしょうか？
生命保険・地震保険など
お気軽にお問い合わせ下さい

今こそ保険の見直しで
得しよう！！

☎ 0120-800-784

シリーズ 在留管理制度

住民基本台帳法の一部改正により、現行の外国人登録制度は廃止されます。平成24年7月9日以降は、新しい在留管理制度がスタートし、外国人住民の方も日本人と同様に、住民基本台帳法の対象となります。今月から施行日までの期間、主な改正点についてお知らせいたします。

* 住民票が作成されます

法施行日の時点で、一定要件を満たす外国人の方に対して住民票を作成いたします。対象となる外国人の方には、5月頃に外国人登録原票を基にした「仮住民票」を作成し通知します。内容確認にご協力をお願いいたします。内容等に相違のある方はお知らせください。

* 住所に関する届出が変わります

新制度の施行後は、日本人と同様に、行方市から他市区町村へ住所を移転する際には「転出届」の手続きが必要です。転出証明書の交付を受けた後、転入先の市区町村に転出証明書と在留カードを持参して転入届をすることになります。

※農業研修生等が出国する際も、市役所に転出の届出が必要です。ご注意ください。

* 「外国人登録証明書」が「在留カード」に替わります

外国人登録制度が廃止されるため、新しい制度になってから3年以内（平成27年7月8日まで）に、入国管理局で「外国人登録証明書」を「在留カード」に切り替えてください。現行の「外国人登録証明書」の表面に記載された次回確認（切替）申請期間にかかわらず、施行から3年が経過すると効力が失われることになりますので、ご注意ください。

【問い合わせ】 総合窓口課（玉造庁舎） 電話 0299・55・0111

バランス

シリーズ 国民健康保険

弁護士の胸にはひまわりと秤をモチーフとしたバッジが着けられています。これは、公正と平等を表していると言われています。秤は天秤に見えます。ところで、今回は天秤をモデルに国民健康保険（国保）の経費について考えてみます。

皆さんが医者さんの診察を受けたり、お薬をもらうときは何割かのお金を支払います。（一部負担金）それ以外の経費は市の国保から支出することになります。国保（特別会計）の原資は、皆さんからの国保税や国などの補助金などで賄われます。また、あらかじめその年度に必要な医療費などを算定すると、その必要な経費の一定割合を国などが支出することになります。

このため、残りの部分を国保税で賄うことになります。国などの割合は決まっていますので、総額で給付が多くなると、必然的に他の支出が多くなってしまいます。

行方市においては、平成21年度から国保の基金を取り崩しています。そして、その基金も今年度ではほぼ全てを利用することが予定されています。このため、医療費などが変わらなにか上昇することになると、国などの支出割合が変わらなにかぎり、他の会計（一般会計）から繰り入れを増額するか、税を上げなければなりません。

天秤は左右の重さが釣り合うことによって平衡が保たれます。国保ではこの給付と負担の平衡が最も大切なことと言えます。一方、医療給付費などの総額が低下すれば、私たちの支出（税など）も少なくなることは明白です。少子高齢化の急速な進展の中、このバランスをいかに保っていくかが国保の最重要課題となっています。



税金のお知らせ

軽自動車税の減免について

主に心身に障害のある方の生活のために使用する軽自動車等について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免を行っています。ただし、障害者1人につき1台です（普通車で減免を受けている方、事業用車やリース車は対象となりません）また、既に減免を受けている方も、あらためて申請が必要になります。

《申請期間》 平成24年5月16日（水）～24日（木） 土日は受け付けしません。

※期間を過ぎると、当該年度は減免できませんので注意してください。

《申請場所》 麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口・玉造庁舎総合窓口課

《必要なもの》 軽自動車税減免申請書（各庁舎総合窓口に用意してあります）、身体障害者手帳等（コピー不可）、運転者の運転免許証（コピー可・免許証両面）、軽自動車納税通知書、納税義務者の印鑑（認印可）

《減免の対象となる障害者の範囲》

		身体障害者手帳をお持ちの方							戦傷病者手帳をお持ちの方									精神障害者保健福祉手帳	療育手帳
		等 級							項 症						款 症				
		1	2	3	4	5	6	7	特	1	2	3	4	5	6	1	2		
視 覚 障 害		○	○	○	○				○	○	○	○	○						
聴 覚 障 害			○	○							○		○						
平 衡 機 能 障 害				○								○							
音 声 機 能 障 害 (こう頭摘出によるものに限る)				○						○	○								
上 肢 不 自 由		○	○						○	○	○	○							
下 肢 不 自 由	本人運転	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	家族等運転	○	○	○					○	○	○	○							
体 幹 不 自 由	本人運転	○	○	○		○			○	○		○		○	○				
	家族等運転	○	○	○					○	○		○							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○																
	移動機能	○	○	○	○	○	○												
心 臓 機 能 障 害		○		○					○	○	○	○							
じん臓機能障害		○		○					○	○	○	○							
呼吸器機能障害		○		○					○	○	○	○							
膀胱または直腸の機能障害		○		○					○	○	○	○							
小 腸 機 能 障 害		○		○					○	○	○	○							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○															
肝 臓 機 能 障 害		○	○	○															

1級に該当する方

障害の程度がAまたはAの方

※等級欄の記載について

旧として表示してある場合の第7項症は本表の第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症にそれぞれ該当します。

《問い合わせ》税務課（麻生庁舎） Tel 0299-72-0811

市税等は納期内にお願いします

平成24年度の市税等の納期限は次のとおりとなっています。市税等は納期内に納付しましょう。

固定資産税	【1期】5月31日	【2期】7月31日	【3期】10月1日	【4期】11月30日
軽自動車税	【全期】5月31日			
市・県民税	【1期】7月2日	【2期】8月31日	【3期】10月31日	【4期】12月25日
国民健康保険税	【1期】7月31日	【2期】8月31日	【3期】10月1日	【4期】10月31日
	【5期】11月30日	【6期】12月25日	【7期】1月31日	【8期】2月28日

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施について (定期集合注射)

平成24年度の飼い犬の登録と狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

生後91日以上の犬は狂犬病予防法により、登録及び予防注射が義務づけられています。

室内小型犬や猫犬も例外ではありません(すべての犬が対象です)。愛犬と一緒に都合の良い会場へお越しください。



毎年
忘れずに
受けさせて
ワン!

○登録料等

区 分	登録済み	未登録
登録手数料	—	2,000円
注射済証料	350円	350円
予防注射料金	2,950円	2,950円
計	3,300円	5,300円

○犬の登録は生涯1回

平成7年4月1日以降に済ませた登録は、その犬の生涯にわたって有効で、毎年登録する必要はありません。

○狂犬病予防注射は、毎年1回受けなければなりません。

○届け出は環境課へ

登録した犬が死亡したり、所在地や所有者が変わったときは届け出をしてください。

○問い合わせ

環境課(北浦庁舎) ☎ 0291-35-2111

地区	日程	時 間	実施場所	担当獣医
麻 生 地 区	5月20日(日)	9:00~9:20	島並農村集落センター	浅井 井川 野原 直樹 継儀 哲也
		9:30~9:50	本 城 会 館	
		10:00~10:20	粗毛農村集落センター	
		10:30~10:50	(有)出沼喜之助商店前	
		11:00~11:30	麻 生 公 民 館	
	5月21日(月)	11:40~12:00	新 原 公 民 館	久野 野原 直樹 保夫
		9:00~9:20	西浦地区学習センター	
		9:30~9:50	五町田ふるさとコミュニティセンター	
		10:00~10:20	今宿農村集落センター	
		10:30~10:50	橋門四番組集会所	
		11:00~11:20	小高地区館(小高分館)	
		11:30~11:50	井貝農村集落センター	
		13:00~13:20	谷津農村集落センター	
		13:30~13:50	青沼ふるさとコミュニティセンター	
		14:00~14:20	四鹿杉平農村集落センター	
	5月22日(火)	9:00~9:20	石神構造改善センター	清水 久家 俊也 恵美子
		9:30~9:50	台 矢 幡 集 会 所	
		10:00~10:20	太田地区館(太田分館)	
		10:30~10:50	白浜ウォーキングセンター	
		11:00~11:20	大和地区館(大和分館)	
		11:30~11:50	天掛ふるさとコミュニティセンター	

地区	日程	時 間	実施場所	担当獣医
玉 造 地 区	5月13日(日)	9:00~9:20	若海農村集落センター	久野 野原 直樹 保夫
		9:35~9:55	行方市泉配水場前	
		10:10~10:30	高 須 一 本 松 前	
		10:40~11:00	玉造西地区学習センター	
		11:10~11:50	行方市役所玉造庁舎	
	5月14日(月)	9:00~9:20	沖洲集落センター	牛尾 塚本 宣夫 尚子
		9:30~9:50	羽生地区学習センター	
		10:00~10:20	八木蒔地区学習センター	
		10:30~10:50	澤屋商店前駐車場	
		11:00~11:20	旧上山組公民館	
		11:30~11:50	江北産業跡地	
		13:00~13:20	中山消防機庫隣	
		13:30~13:50	榎本農民研修センター	
	5月15日(火)	9:00~9:20	藤 井 集 会 所	石井 根本 周子 伸一
		9:30~9:50	荒宿農村集落センター	
		10:00~10:20	玉川地区学習センター	
		10:35~10:55	新田ふるさとコミュニティセンター	
		11:05~11:25	手賀地区学習センター	
		11:35~11:55	小座山農村集落センター	

地区	日程	時 間	実施場所	担当獣医
北 浦 地 区	5月17日(木)	9:00~9:20	宮崎金蔵宅前	浅野 塚本 継儀 俊一
		9:30~9:50	行戸中央公民館	
		10:00~10:20	前田商店隣	
		10:30~10:50	要地区館隣	
		11:00~11:20	南高岡農村集落センター	
		11:30~11:50	中根農村集落センター	
	5月18日(金)	9:00~9:20	㊤ 集 荷 所	井川 塚本 直樹 哲也
		9:30~9:50	小貫消防機庫	
		10:00~10:20	J Aグリーンショップ武田店跡	
		10:30~10:50	武田地区館	
		11:00~11:20	長野江田園都市センター	
	5月19日(土)	11:30~11:50	金上農村集落センター	長岡 小鍛治 武彦 啓子
		9:00~9:20	吉川農村集落センター	
		9:30~9:50	繁昌地区学習センター	
		10:00~10:20	北浦幼稚園	
		10:30~10:50	東内宿バス停(北浦肥料倉庫)	
		11:00~11:30	行方市役所北浦庁舎	

◇犬は家族の一員です。愛犬のためにも放し飼いはやめて、散歩の時は引き綱をつけ、排泄物は必ず持ち帰りましょう。

犬・猫の避妊、去勢手術の補助金のご案内

市では、犬・猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害、迷惑の防止を図り、動物愛護及び管理について意識の高揚を図ることを目的として、補助金を交付します。

○補助金対象者（要件をすべて満たす者）

1. 行方市に住所を有し、居住している者であること
2. 市税等を完納している者であること
3. 獣医師において避妊、去勢手術を行う者であること

○補助対象動物

1. 補助対象者が飼育する犬・猫
(毎年度一世帯あたりそれぞれ1頭)
2. 犬については、補助対象年度に登録及び狂犬病予防注射を受けていること
3. 補助対象動物は、生後3カ月以上であること

○補助金額 避妊手術 犬・猫1頭 4,000円
去勢手術 犬・猫1頭 3,000円

○問い合わせ 環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111

■避妊・去勢手術の効果■

メスの場合

- ①発情がなくなる
- ②オスが集まってこない
- ③子供が生まれない
- ④危険性がなくなる（犬）
- ⑤生殖器系の病気予防



オスの場合

- ①子供を生ませなくなる
- ②無駄吠え・遠吠え防止（犬）
- ③異様な声で泣かなくなる（猫）
- ④縄張りを争ってケンカしなくなる
- ⑤室内にオシッコをかけて回らなくなる（猫）
- ⑥生殖器系の病気予防

生ごみ処理容器購入費補助制度のお知らせ

市では、各家庭から排出される生ごみの減量、および資源の再利用の意識の高揚を図ることを目的に、生ごみを減量化し、堆肥化させる容器を購入する市民に対して、下記のとおり補助金を交付いたします。購入した生ごみ処理機等の上限は下記のとおりです（消費税を除き、100円未満は切り捨て）

補助対象器		補助金額
コンポスト容器	土壌の表層に設置、土中の微生物の活動を利用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限3,000円） （但し、基準額は購入費の1/2とする）
密閉型発酵容器	密閉型で生ごみ発酵剤を使用する等の方式による生ごみ処理容器	1世帯につき2基まで（上限2,000円） （但し、基準額は購入費の1/2とする）
電動式生ごみ処理機	電動式で、細かく切り、乾燥式、バイオ式等の方法による生ごみ処理容器	1世帯につき1基まで（上限20,000円） （但し、基準額は購入費の1/2とする）

○補助対象者条件 行方市住民登録又は外国人登録、市税等完納している方

○申請手順等 生ごみ処理容器を購入後、領収書【ただし、商品名（コンポスト等）が明記されたもの】・保証書のコピー（電動式生ごみ処理機のみ）・印鑑及び補助金を振り込む金融機関の口座番号等控えを持参の上、下記までお申し込みください。

○問い合わせ 環境課（北浦庁舎） ☎ 0291-35-2111